

いいやま広小路会議規約

(目 的)

第1条 この会は、地域の特色を活かした商店街創造支援事業補助金交付要綱に基づき、商店街活性化について具体的な計画の策定及びその計画に基づき自主的かつ主体的にとり組むモデル的で発展性のある事業を行い商店街の活性化を図ることを目的とする。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、いいやま広小路会議（以下 広小路会議 という。）といい、事務局を飯山市経済部商工観光課に置く。

(組織及び事業)

第3条 広小路会議は別表に掲げる団体、組織等の代表者をもって組織し、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1)広小路及び仲町商店街の活性化に係る計画策定

(2)広小路及び仲町商店街の活性化に係る事業

(3)その他事業実施に必要なこと

(役 員)

第4条 広小路会議に次の役員をおく。

(1)代 表 1名

2 代表は協議会を代表し、その職務を総理する。

(経 費)

第7条 広小路会議の経費は、市補助金及び会費をもって充てる。

(会計年度)

第8条 広小路会議の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(細 則)

第9条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、広小路会議で協議し別に定める。

(付 則)

この規約は平成25年10月9日から施行する。